

## 平成19年雇用保険制度改正

## 育児休業給付・教育訓練給付の改正



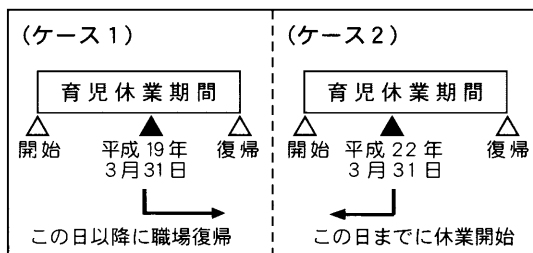
### 育児休業給付の改正 (平成19年10月1日実施)

雇用保険に加入している人の子育てを支援するため、今回の改正では、臨時的な措置として育児休業給付の拡充が行われます。

現在の制度では、育児休業基本給付金を受けていた人が職場復帰後6ヵ月を経過した時点で支給される「育児休業者職場復帰給付金」にかかる給付率は休業前賃金の「10%」となっていますが、これが「20%」に引き上げられます。

この給付率は、平成19年3月31日以降に職場復帰をした人から平成22年3月31日までに育児休業を開始した人までに適用されます。

#### 育児休業者職場復帰給付金の給付率「20%」が適用される例



これにより、育児休業期間中に支給される「育児休業基本給付金(給付率30%)」とあわせて、育児休業にかかる給付金の給付率は50%となり、休業開始前の賃金水準の半額が受けられることとなります。

一方で、育児休業基本給付金の支給を受けた期間については、失業給付の基本手当の所定給付日数にかかる算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)から除かれます。(平

成19年10月1日以降に育児休業を開始した人が対象)

### 教育訓練給付の改正 (平成19年10月1日実施)

雇用保険には、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けて修了した場合に、教育訓練経費の一定割合に相当する額が「教育訓練給付金」として支給される制度があります。

これを受けるためには、被保険者として雇用された期間(被保険者期間)が「3年以上」必要ですが、当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない人に限り、この期間が「1年以上」に緩和されます。

また、被保険者期間によって異なっていた給付率および上限額が、給付率「20%」、上限額「10万円」に一本化されます。

いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定教育訓練の受講を開始した人が対象となります。

#### 教育訓練給付の改正

現行

被保険者期間	給付率	上限額
3年以上5年未満	20%	10万円
5年以上	40%	20万円



10月1日から

被保険者期間	給付率	上限額
3年以上	20%	10万円

(初回に限り1年以上で支給が受けられる)

